

伊勢崎市告示第166号

公 示 送 達

配当計算書（謄本）の送達を受けるべき次の者の住所及び居所等が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2第1項及び伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）第18条の規定により公示送達します。また、法第20条の2第2項の規定により伊勢崎市長（財政部収納課）が保管しておりますので受領してください。

なお、法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和8年7月13日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

配当計算書(謄本)	
氏名(名称)	金田 和也

告示の日から7日間掲示